

## 4—9 信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

### (1) 貸付対象者

ア 次の(ア)～(ウ)いずれかの分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る者若しくは事業転換又は新規参入後間もない者

- (ア) 環境・エネルギー関連分野
- (イ) 健康・医療関連分野
- (ウ) 次世代交通関連分野

イ 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする者

- (ア) 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る。）
- (イ) エネルギーの使用の合理化に資する施設（信用保険法施行規則別表第二の一に掲げるエネルギー対策保証の対象となる120施設）
- (ウ) 非化石エネルギーを使用する施設（信用保険法施行規則別表第二の二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる7施設）
- (エ) 遮熱・断熱設備（屋根、外壁、窓等の遮熱又は断熱性能の向上に資する設備の設置及び改修）

ウ アに該当し、試作開発等から資金回収開始までに相応の期間を要する次の(ア)～(エ)いずれかの者

- (ア) 航空宇宙産業に係る製品を製造する者  
なお、「航空宇宙産業に係る製品」とは、厳しい品質保証が要求される航空宇宙産業における利用に特化した製品であること
- (イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下、「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品を製造する者
- (ウ) 医薬品医療機器等法第2条第5項に規定する高度管理医療機器又は同条第6項に規定する管理医療機器を製造する者
- (エ) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電事業を営む者（太陽光発電によるものを除く）

エ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金又はエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者

### (2) 貸付条件

貸付限度額	前記(1)貸付対象者 ア、イ又はエの場合
	設備資金 1億円 運転資金 3,000万円
	前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）の場合
	設備資金 1億5,000万円 運転資金 5,000万円
貸付利率	年1.6%
	前記(1)貸付対象者ア(ア)、イ、ウ(エ)、エの場合 年1.3%

貸付期間 ※1	前記(1)貸付対象者 ア、イ又はエの場合
	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） うち土地・建物 15年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
	前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）の場合
	設備資金 15年以内（うち据置5年以内） うち土地・建物 18年以内（うち据置5年以内） 運転資金 12年以内（うち据置5年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

### (3) 申込書類

<b>ア 共通提出書類</b>	
① 融資あっせん申込書（様式第1号）	
② 事業計画書（様式第26号～第26号の3のうち該当するもの）	
※ 前記(1)貸付対象者 ウ(ア)の場合は、②は不要	
③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）	
④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）	
⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
<b>イ 前記(1)貸付対象者ア(ア)（環境・エネルギー）のうち売電に係る設備資金の場合</b>	
⑦ 経済産業省（若しくは一般社団法人太陽光発電協会等）の認定通知書	
⑧ 電力会社への系統連系申込書兼電力販売申込書又は電力会社との接続契約が確認できる書類	
<b>ウ 前記(1)貸付対象者イ（節電・省エネルギー対策のための設備の設置等）に係る設備資金の場合（任意書類）</b>	
⑨ エネルギーコスト削減促進ツールによる「設備投資診断結果」 ※同ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料の自己負担なし（事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く）	
<b>エ 前記(1)貸付対象者エの場合</b>	
⑩ 補助金交付決定通知の写し、及び補助金申請時に添付した実施計画書の写し	
<b>オ 設備資金の場合</b>	
⑪ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑫ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）	
⑬ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）	
⑭ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	

<b>カ 提出部数</b>
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

#### (4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

#### (5) その他のポイント

##### ア 貸付対象者

(ア) 前記(1)貸付対象者 ア の「これから事業転換又は新規参入を図る者」とは、具体的な事業転換計画又は他分野からの新規参入計画を有する者であること。

(イ) 前記(1)貸付対象者 ア の「事業転換又は新規参入後間もない者」とは、前記(1)貸付対象者アの分野に進出してから5年未満の者であること。ただし、前記(1)貸付対象者ア(ア)のうち石油由来製品を環境に優しい素材や製品に転換することに係る研究開発・事業展開を行う者及び再生可能エネルギー関連分野（太陽光発電に係るものを除く。）の者、又は(ウ)のうち、航空宇宙関連分野及び次世代自動車関連分野の者については、進出してから5年未満に限らず対象となる。

(ウ) 前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）に該当する者にあつては、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待されるものについては、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とすることができる。（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電事業については、原則として法人は本店登記地が県内である者、個人は住所地が県内である者であること。）

##### イ あっせん基準

最終製品が前記(1)貸付対象者 ア に該当する分野であっても、その生産に係る汎用的な部品の供給だけでは、対象としない。

##### ウ その他

(ア) 前記(1)貸付対象者 イ（節電・省エネルギー対策）に該当する者にあつては、以下のとおりであること。

- a 土地、建物の取得に係る費用は貸付対象としないものであること。
- b 運転資金は、固定資産計上されない設備の導入に係る費用に限るものであること。
- c 自社で使用する電気に係る節電・省エネ設備を対象とし、売電事業を行うための設備については対象とならない。
- d エネルギーコスト削減促進ツールは無料で利用可能。同ツールの「Ⅰ導入設備」「Ⅱエネルギーコスト・二酸化炭素排出量」「Ⅲ財務指標」に該当するデータを入力し、「設備投資診断結果」を出力する。

(イ) 前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）に該当する者にあつては、以下のとおりであること。

- a 認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定すること。
- b 貸付けを受けた者は、設備資金については2年を超える据置期間、運転資金については1年を超える据置期間を設定した場合の据置期間中にあつては、原則として年1回中小企業者等の事業年度ごとに、認定経営革新等支援機関に対し、計画の実行状況を報告するものであること。また、認定経営革新等支援機関は、報告を受け次第、知事、取扱金融機関及び保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を信州創生推進資金の利用に関する報告書（様式第11号）により報告するものであること。